



千葉労働局発表
平成23年12月9日

千葉労働局職業安定部	
職業安定課長	加藤 重
職業安定課長補佐	角田 賢治
電 話	043-221-4081

雇用の拡大等の要請について

～千葉労働局長、千葉県知事、千葉県教育長連名による
雇用維持等の要請を実施しました～

本日、千葉労働局（局長 永山 寛幸）は、千葉県知事、千葉県教育長及び千葉労働局長連名で、県内の経済6団体（ 1 ）に対し、以下の内容を盛り込んだ要請（別添 1 参照）をするとともに、県内の約13,000事業所（ 2 ）にも同様の文書（別添 2 参照）を発出しました。

1 要請内容

来春の学校卒業予定者について、新規採用枠の拡大及び採用内定者の確実な雇い入れに努めていただきたいこと。

未就職卒業生及び若年非正規労働者について、学校卒業後3年以内の既卒者の新卒枠での採用促進や年度途中での正規採用枠の拡大をお願いしたいこと。

就職困難者について、被災者、障害者、中高年齢者及び再就職を希望する女性等就職が困難な方の就業機会の確保及び採用枠の拡大をお願いしたいこと。

2 また、募集・採用予定アンケート（別添 3 参照）、各種助成金等のご案内（別添 4 参照）及び障害者の雇用について相談できます（別添 5 参照）を要請文に添付することによって、求人情報の収集とハローワークやジョブカフェちば等の就労支援機関での活用を図るとともに、国の助成制度の一層の活用を周知しました。

- 1 千葉県経営者協会、千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会、千葉県経済協議会、千葉県経済同友会
- 2 従業員10人以上の雇用保険適用事業所

新規学校卒業予定者等の雇用拡大についてのお願い

労働行政の推進につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災や円高の影響により、雇用の悪化が懸念され、県内の雇用情勢についても、本年 10 月の有効求人倍率が 0.56 倍と、依然として厳しい状況が続いております。

また、来春の学校卒業予定者についても、全国の大学卒業予定者の就職内定率（10 月 1 日）が 59.9 パーセント、県内の高等学校卒業予定者の就職内定率（10 月末）が 54.0 パーセントと低水準にとどまっており、厳しい状況であった昨年度より、なお悪化することが懸念される状況となっております。

このため、千葉県、千葉労働局、千葉県教育庁及び関係機関が連携・協力して、「千葉労働局新卒者就職応援本部」を設置し、新規学校卒業予定者並びに未就職卒業者の就職促進に取り組んでおります。

貴団体におかれましても、厳しい経済情勢の中ではございますが、将来にわたる千葉県経済の発展のため、次の事項につきまして特段の御配慮をいただき、傘下事業主の皆様へ協力要請を賜りますようお願い申し上げます。

1. 来春の学校卒業予定者について
新規採用枠の拡大、採用内定者の確実な雇い入れ
2. 未就職卒業者、若年非正規労働者について
学校卒業後 3 年以内の既卒者の新卒枠での採用促進、年度途中での正規採用枠の拡大
3. 就職困難者について
被災者、障害者、中高年齢者、再就職を希望する女性等就職が困難な方の就業機会の確保及び採用枠の拡大

貴団体の益々の御発展と貴台の御健勝を御祈念申し上げます。

平成 23 年 12 月

各団体の長様

千葉県知事 森田 健作

千葉県教育長 鬼澤 佳弘

千葉労働局長 永山 寛幸

新規学校卒業予定者等の雇用拡大についてのお願い

労働行政の推進につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災や円高の影響により、雇用の悪化が懸念され、県内の雇用情勢についても、本年 10 月の有効求人倍率が 0.56 倍と、依然として厳しい状況が続いております。

また、来春の学校卒業予定者についても、全国の大学卒業予定者の就職内定率（10 月 1 日）が 59.9 パーセント、県内の高等学校卒業予定者の就職内定率（10 月末）が 54.0 パーセントと低水準にとどまっており、厳しい状況であった昨年度より、なお悪化することが懸念される状況となっています。

このため、千葉県、千葉労働局、千葉県教育庁及び関係機関が連携・協力して、「千葉労働局新卒者就職応援本部」を設置し、新規学校卒業予定者並びに未就職卒業者の就職促進に取り組んでおります。

貴社におかれましても、厳しい経済情勢の中ではございますが、将来にわたる千葉県経済の発展のため、次の事項につきまして何卒深い御理解を賜り、御協力をお願い申し上げます。

1. 来春の学校卒業予定者について
新規採用枠の拡大、採用内定者の確実な雇い入れ
2. 未就職卒業者、若年非正規労働者について
学校卒業後 3 年以内の既卒者の新卒枠での採用促進、年度途中での正規採用枠の拡大
3. 就職困難者について
被災者、障害者、中高年齢者、再就職を希望する女性等就職が困難な方の就業機会の確保及び採用枠の拡大

また、同封のアンケートに御回答いただきますと、関係機関に情報を提供し、就労支援に役立たせていただきますので、併せて、御協力をお願いいたします。

貴社の益々の御発展と貴社の御健勝を御祈念申し上げます。

平成 23 年 12 月

事業主各位

千葉県知事 森田 健作

千葉県教育長 鬼澤 佳弘

千葉労働局長 永山 寛幸

募集・採用予定アンケート

このアンケートは、貴社の募集・採用予定を就労支援機関へ情報提供することによって、求職者の雇用・就業を促進するとともに、貴社の人材確保に役立てることを目的としております。

*募集・採用予定がございましたら、下表に御記入の上、FAXまたはメール、郵送にて御返送をお願いいたします。

*パソコンで作成する場合、千葉県ホームページ上に様式を掲載しておりますので、御活用ください。

ホームページアドレス：<http://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/press/2011/yousei.html>

御連絡いただいた本アンケートの内容は、貴社を管轄するハローワーク、又は県で実施しているジョブカフェちば、障害者就業・生活支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターへ通知し、後日、これらの機関から貴社に御連絡の上、訪問等により具体的な要件等を承ります。

ただし、御希望の募集・採用予定に関し、必ずしも応募があるとは限りませんので御了承ください。

送信あて先 千葉県商工労働部雇用労働課 労働政策室

F A X 043(221)1180

メー ル koyou1@mz.pref.chiba.lg.jp

電 話 043(223)2761

郵 送 先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

事業所名		業 種	
所在地	(〒)	代 表 者	
		採用担当者	
電話番号		従業員数	人 (うち60歳以上 人)
番号(封筒の宛名下にある番号を記入してください)		—	—

※ 下記採用予定で既にハローワークに求人登録済の場合は備考欄に○を付けてください。

1 新卒者等若年者の採用予定

区 分	職 種	募 集 人 員	備 考
中学・高校・専修・短大・大学・既卒者			
中学・高校・専修・短大・大学・既卒者			

2 中途採用の予定

職 種	募 集 人 員	募集の時期	備 考
	名 一般・パート	年 月頃	
	名 一般・パート	年 月頃	
	名 一般・パート	年 月頃	

3 被災者・障害者の採用予定

区 分	職 種	募 集 人 員	募集の時期	備 考
被災者・障害者		名 一般・パート	年 月頃	
被災者・障害者		名 一般・パート	年 月頃	

4 今後1年以内に、60歳以上の方を新たに雇い入れる可能性 (有・無)

雇用を守るために

名 称	制 度 の 概 要
<p>雇用調整助成金・ 中小企業緊急雇用 安定助成金</p>	<p>景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために休業等を行った場合、休業手当などの負担額の一部を助成する制度です。</p> <p>《支給要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険適用事業主であること。 ○経済上の理由により、最近3か月の生産量、売上高などがその直前3か月又は前年同期に比べ原則として5%以上減少していること。 ○休業等を実施する場合、事前に労働局またはハローワークに計画の届け出をすること。 <p>《支給額》</p> <p>支払った休業手当などに、以下の助成率を乗じて支給。解雇等を行っていないなど、一定の要件を満たした場合、障害のある人の休業等は(カッコ内)の助成率 ※上限あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業:助成率 2/3 (3/4) ・中小企業:助成率 4/5 (9/10) <p>*教育訓練を行う場合は訓練費として1人1日あたり以下の金額を加算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 2,000円または4,000円 ・中小企業 3,000円または6,000円 ○支給限度日数 3年間で300日 <p>円高の影響を受けた事業主に対する特例</p> <ol style="list-style-type: none"> ①生産量等の確認期間を、最近3か月でなく最近1か月に短縮 ②最近1か月の生産量等がその直前の1か月または前年同期と比べ、原則として5%以上減少する見込みである事業主も対象とする。 (ただし、支給決定の際に実際に減少していなかった場合は、支給対象外となる。) <p>震災に伴う特例</p> <ol style="list-style-type: none"> ①青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合 ②①に該当しない事業所であっても、上記の災害救助法適用地域に所在する事業所と一定規模以上(総事業量などに占める割合が3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の場合 ③計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所の場合 <p>以上の場合は、最近3か月ではなく最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となる。</p>

新たに人を雇う際に

<p>雇用促進税制</p>	<p>雇用を増やした企業に対する税制優遇制度です。</p> <p>《対象》</p> <p>「雇用促進計画」をハローワークに提出し、1年間で5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、10%以上従業員を増加させた事業主</p> <p>*適用年度とその前年に事業主都合による離職者がいないこと等一定の要件があります。</p> <p>《控除額》</p> <p>従業員数の増加1人あたり、20万円</p>
----------------------	---

各種助成金等のご案内

平成23年12月1日現在

<p>試行雇用奨励金</p>	<p>就職を希望する者であって、公共職業安定所長が試行雇用(以下「トライアル雇用」)を実施することが適当と認める者を対象としたトライアル雇用を行った事業主が対象なる制度です。</p> <p>《対象労働者》</p> <p>①45歳以上の中高年齢者、②40歳未満の若年者等、③母子家庭の母等、④季節労働者、⑤中国残留邦人等永住帰国者、⑥障害者、⑦日雇労働者・住居喪失不安定就労者・ホームレス</p> <p>《支給額》</p> <p>対象労働者1人につき、月額40,000円(最大3か月)</p>
<p>特定求職者雇用開発助成金</p>	<p>障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者(一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成する制度です。</p> <p>《対象労働者》</p> <p>①60歳以上の者、②身体・知的・精神障害者、③母子家庭の母等の就職困難者等</p> <p>《支給額(6か月ごとの申請)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業:60歳以上の者、身体・知的障害者、母子家庭の母等50万円(2回に分けて支給) 重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者100万円(3回に分けて支給) ・中小企業:60歳以上の者、母子家庭の母等90万円(2回に分けて支給) 身体・知的障害者135万円(3回に分けて支給) 重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者240万円(4回に分けて支給)
<p>被災者雇用開発助成金</p>	<p>東日本大震災による被災離職者及び被災地に居住する求職者を、ハローワーク等の紹介により継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者(一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する制度です。</p> <p>《対象労働者》</p> <p>①災害救助法適用地域(東京都を除く)において就業していて、震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方</p> <p>②被災地域に居住する、震災後安定した職業についたことのない方</p> <p>《支給額(6か月ごとの申請。2回に分けて支給。)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業:50万円 ・中小企業:90万円
<p>高齢者雇用開発特別奨励金</p>	<p>雇い入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を公共職業安定所等の紹介により1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇用する事業主(1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る)に対して賃金相当額の一部を助成する制度です。</p> <p>《支給額(6か月ごとの申請)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業:短時間労働者(30時間未満の者)30万円(2回に分けて支給) 短時間以外の者(30時間以上の者)50万円(2回に分けて支給) ・中小企業:短時間労働者(30時間未満の者)60万円(2回に分けて支給) 短時間以外の者(30時間以上の者)90万円(2回に分けて支給)
<p>派遣労働者雇用安定化特別奨励金</p>	<p>労働者派遣先の事業主が、6か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れた業務で、派遣契約期間が満了する前に、当該派遣労働者を無期又は6か月以上の有期(更新あり)で直接雇い入れる場合に助成する制度です。</p> <p>《支給額(1期:6か月後、2期:1年6か月後、3期:2年6か月後)》</p> <p>期間の定めのない雇用:中小企業100万円・大企業50万円(3期に分けて支給)</p> <p>6か月以上の期間の定めのある雇用:中小企業50万円・大企業25万円(3期に分けて支給)</p>

若者を採用する際に

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方（高校・大学等を卒業後3年以内の方）を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用（原則3か月）で雇用し、その後、正規雇用に移行させる事業主の方に支給します。

《対象労働者》

- ①平成21年3月以降の新規学卒者で就職先が未決定
- ②卒業後、安定した職業に就いた経験がない
- ③40歳未満で、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定で、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者

《対象事業主》

既卒者トライアル求人（高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の方を対象にその後の正規雇用を視野に入れた3か月以内の有期雇用契約を行う求人）をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介で原則3か月間の有期雇用として雇い入れ、その後に正規雇用で雇い入れた事業主

《奨励金支給額及び期間》

有期雇用期間（原則3か月）・・・対象者1人につき月額10万円（最大30万円）

有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・対象者1人につき50万円（雇入れから3か月経過後に支給）

3年以内既卒者採用拡大奨励金

卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、3年以内既卒者を正規雇用した事業主の方に奨励金を支給します。

《対象労働者》

- ①大学等を卒業後3年以内の既卒者で、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない人
- ②40歳未満で、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている人

《対象事業主》

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇入れた事業主

《奨励金支給額》

正規雇用での雇入れから6か月経過後に、100万円を支給 ※同一事業所に1回限り

既卒者育成支援奨励金

卒業後3年以内既卒者を、まずは有期雇用（原則6か月）で雇用し、その後、正規雇用に移行させる、人材需要が見込まれる成長分野の中小企業事業主の方に奨励金を支給します。

《対象労働者》

- ①平成21年3月以降の新規学卒者で、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録済の者
- ②卒業後安定した職業に就いた経験がない、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者

《対象事業主》

医療・福祉等成長分野等の中小企業事業主

《奨励金支給額》

①期雇用期間（原則6か月） 対象者1人につき月額10万円

②上記期間の座学等に要した経費（3か月以内） 対象者1人につき月額上限5万円

③期雇用終了後の正規雇用での雇い入れ（正規雇用から3か月経過後に支給） 対象者1人につき50万円

若年者等正規雇用化特別奨励金

年長フリーターや採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等を、雇用期間の定めのない労働契約により、継続して雇用する事業主の方に支給します。

《対象事業主》

- ①年長フリーター等を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する場合
- ②トライアル雇用終了後に引き続き正規雇用する場合
- ③有期実習型訓練修了者を正規雇用する場合
- ④採用内定を取り消された者を正規雇用する場合

《奨励金支給額》

中小企業100万円、大企業50万円（3回に分けて支給）

※平成23年度までの暫定措置

○問い合わせ先

各助成制度に関するお問い合わせは、千葉労働局職業対策課（電話043-221-4393）及び各ハローワークにお願いいたします。

公共職業安定所（ハローワーク）

千葉	043(242)1181(32#)	茂原	0475(25)8609
千葉南	043(300)8609	いすみ出張所	0470(62)3551
市川	047(370)8609	松戸	047(367)8609(31#)
銚子	0479(22)7406	野田出張所	04(7124)4181
館山	0470(22)2236	船橋	047(431)8287(32#)
木更津	0438(25)8609	成田	0476(27)8609
佐原	0478(55)1132		

事業主の皆様へ

“社員いきいき！元気な会社”宣言企業大募集！

ワークライフバランスの取り組みには、経営者の意識が大切です。

『“社員いきいき！元気な会社”』宣言をして、会社の“やる気”を社内外へ公表しませんか。

女性社員・若手社員のモチベーションアップなどの効果が期待できます。

仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる会社として

千葉県ホームページに掲載し、広く紹介していきます。

また、千葉県両立支援アドバイザー（社会保険労務士等）による無料アドバイスも受けられます。

（お問合せ先）千葉県商工労働部雇用労働課 労働政策室

電話 043-223-2743 FAX 043-221-1180 E-mail koyou3@mz.pref.chiba.lg.jp

※詳細は千葉県ホームページを御覧ください。

（URL：<http://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/worklifebalance/portalsite/boshuu.html>）

障 害 者 の 雇 用 に つ い て 相 談 で き ま す

県では、障害のある人の雇用の場の拡大と継続雇用を促進するために、企業等に対して支援を行う「企業支援員」と、障害者法定雇用率達成に向けて障害者雇用に関する各種手続き支援などを行う「法定雇用率達成支援員」を配置し、事業主の皆さまの御相談に応じています。

また、地域の「障害者就業・生活支援センター」では、安定した職業生活を続けていくため、就業及びこれに伴う日常生活を一体的に支援しています。また、御相談にも応じています。

◆支援員配置場所及び障害者就業・生活支援センター設置場所

法人名 障害者就業・生活支援センター名	所在地	電話番号	企業支援員	法定雇用率 達成支援員	障害者就業 ・生活支援 センター
千葉障害者キャリアセンター	千葉市美浜区	043-204-2386	○	○	○
社会福祉法人オリーブの樹	千葉市 花見川区	043-216-8211		○	
大久保学園	船橋市	047-457-7380		○	○
いちされん	市川市	047-300-8630			○
社会福祉法人サンワーク	市川市	047-338-0079		○	
あかね園	習志野市	047-452-2718	○		○
ビック・ハート松戸	松戸市	047-343-8855		○	○
ビック・ハート柏	柏市	04-7168-3003	○	○	○
就職するなら明朗塾	佐倉市	043-235-7350	○	○	○
香取就業センター	香取郡多古町	0479-74-8331			○
東総就業センター	旭市	0479-60-0211	○	○	○
山武ブリオ	山武郡 大網白里町	0475-77-6511			○
長生ブリオ	茂原市	0475-44-7797	○	○	○
夷隅ブリオ	いすみ市	0470-62-6641			○
中里	館山市	0470-20-7188	○	○	○
エール	木更津市	0438-42-1201			○
ふる里学舎地域生活支援センター	市原市	0436-36-7762	○	○	○
はーとふる	野田市	04-7124-0124			○